

旭医大達第66号

旭川医科大学病院医療事故調査委員会規程を次のように定める。

平成30年10月17日

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

## 旭川医科大学病院医療事故調査委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定に基づき、旭川医科大学病院医療事故調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 病院長は、医療事故の報告を受けたときは、再発防止の観点から速やかに事故原因を調査究明するため委員会を設置する。

### (任務)

第3条 委員会は、発生した医療事故について、速やかに事故原因を調査究明し、再発防止策を策定するとともに、その結果を社会に公表する際に必要となる事項について審議する。

### (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長(事故防止・安全問題担当) 2人
- (3) 病院事務部長
- (4) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第1号及び第2号に掲げる委員が、第2条に規定する医療事故の発生した診療科、中央診療施設等及び薬剤部（以下「診療科等」という。）に属するときは、当該委員は、審議に加わらないものとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は第2条に規定する医療事故が、委員長が所属する診療科等で発生したものであるときは、第4条第1項第2号に規定する委員のうちからあらかじめ病院長が指名する者が、その職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院事務部医療支援課において処理する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成30年10月17日から施行する。
- 2 旭川医科大学病院医療事故調査委員会細則（平成16年4月1日病院長裁定）は廃止する。

**【制定理由】**

医療事故が生じた診療科に所属する委員は、審議に加わらず、また、委員長が当該診療科等に所属するときは、病院長があらかじめ指名する者がその職務を代行するものとする見直しを行い、議事運営の公平性を確保するものである。